

能美学童野球連盟規約

能美学童野球連盟

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は能美学童野球連盟と称す。

第2条 本連盟の事務局は、事務局長宅に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は野球を通じて、明るく、正しく、たくましい健全な学童を育成する。

第4条 本連盟は学童野球の振興に寄与する。

第3章 事業

第5条 本連盟は前章の目的達成のため下記の事業を行う。

- 1) 各種学童野球大会の開催。
- 2) 学童野球の普及、発展及び技術向上に関する指導研究。
- 3) 障害防止と安全対策の確立。
- 4) その他目的達成に必要な事。

第4章 加入資格

第6条 本連盟への加入資格は、原則として小学校教育者とする。

第7条 加入を希望する学童は、自分の居住校下に本連盟に加入チームがある場合、必ずそのチームに入団すること。

第8条 本連盟に加入したチーム選手は、石川県野球協会学童部に所属するものとする。

第5章 加入と加入手続き

第9条 本連盟へのチーム及び選手登録は、毎年、連盟が定めた日までに手続きを完了しなければならない。

第10条 不慮の事故に備え、加入選手にはスポーツ障害保険を掛けねばならない。

第11条 新たに加入するチームは連盟理事会の承認を得なければならない。

第12条 1校下に2チームの登録は認めない。

第13条 同一地区で複数校下（小学校）による統合チームは連盟理事会に承認を得ること。

第6章 役員と機関

第14条 本連盟に次の役員を置き、理事会及び拡大理事会を組織する。

理事長 1名	会計 2名以内
事務局長 1名	会計監査 1名
運営部長 1名	運営部員 各チームより1名
広報部長 1名	

- 1) 事務局長は各チームから一名選出する事（任期2年）。
- 2) 事務局長は、辰口→寺井→福岡→湯野→宮和→粟生→根上→川北の順で任命する。
- 3) 運営部員については大会毎に各チームから必ず選出。特定の人でなくても良しとする。

第15条 理事会は理事長が招集し、上記役員で組織し、下記の事項について審議する。

- 1) 事業計画及び事業報告に関する事。
- 2) 予算、決算に関する事。
- 3) 役員の選出及び補充に関する事。
- 4) 登録チームの承認及び規約改正、表彰に関する事。
- 5) その他

第16条 拡大理事会は理事会を含む役員で組織し、理事長の招集により下記の事項を審議する。

- 1) 第5条に関する事。

第17条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第18条 本連盟は第14条に定める役員の他に下記の役員を置く。

会長（1名） 副会長（若干名）

第19条 理事会は本連盟最高の決議機関であり、全役員、全委員で組織する。

第7章 総会

第20条 総会は会長が招集し、理事会及び各会議の決議事項を審議し決定する。

第8章 会計

第21条 各チームは連盟の定める会費を納入する。本連盟は下記に掲げるものでの収入とする。

- 1) チームの登録費
- 2) 大会参加費
- 3) 寄付金
- 4) その他

第9章 運営細則

- 第22条 各チーム（代表者・監督）は、招集された場合、連盟の諸会議に出席しなければならない。
- 第23条 会議時間は厳守のこと。欠席する場合は事前に連絡をし、決定事項の確認は自ら行うこと。
- 第24条 本連盟に加入しているチームは、本連盟が運営する全ての大会に参加しなければならない。
- 第25条 やむを得ない事情により参加できなくなったチームは、事前に連盟の承認を得ること。
- 第26条 大会運営は、毎年連盟が定めた規定に基づき運営するものとする。

第10章 処分

- 第27条 本連盟は第3条の精神に反したチーム、監督及び関係者を処分することができる。
- 1) 厳重注意
 - 2) 大会出場停止
 - 3) それ以上のペナルティー
- 第28条 処分の決定は理事会で決定し会長が行う。
- 第29条
- 1) 代表者、監督、コーチが刑事的責任を負う事件に関連した場合。
 - 2) 選手が警察の補導を受け、反省の心を持たず繰り返した場合。
 - 3) 体罰や暴力行為が発生した場合。
- 第30条 ペナルティーの決定は、理事会で行う。
- 第31条 本連盟の運営を円滑にするため、定めなき事項については、理事会で審議し執行することができる。
- 第32条 本規約の改正には、理事会の承認を必要とする。

第11章 付記

- 第33条 加入チームは、下記の事項を留意すること。
- 1) チーム登録費、大会参加費は指定された日に必ず支払うこと。
 - 2) 連盟からの決定事項などは事務局から、登録されたチーム代表者へ随時通達します。
代表者におかれては迅速な連絡対応に努める事。
 - 3) 各大会の出場ごとに、所定の大会選手登録用紙（20名）を提出すること。
 - 4) 年度途中の追加登録は、各大会の抽選日とする。

第12章 連盟理事長（事務局）の任務

第34条 連盟理事長（事務局）の任務

- 1) 総会、理事会、拡大理事会等の決定（日時等）及び通達。
- 2) 諸会議議事録、歴代記録及び資料の保管。
- 3) 代記録及び資料の保管。
- 4) 連盟印及び賞状の保管。
- 5) チーム及び選手、指導者等の登録手続き。
- 6) 選手、指導者名簿の作成。
- 7) その他連絡事項に関する全般。
- 8) チーム代表者への決定事項などの通達。

第35条 大会開催地（運営部長）の任務

- 1) 大会日程を連盟へ提出。
- 2) 大会及び総会、理事会等の会場確保。
- 3) 大会横断幕、プラカード等の保管。
- 4) 大会組合わせ表の作成。
- 5) 大会記録の集約と管理。
- 6) 大会に関する広報資料を新聞社へ提出。
- 7) 大会開催時における運営部員の統括。
- 8) その他大会運営に関する事項。

第13章 表彰

第36条 本連盟に加入するチーム及び役員（会長・副会長・理事など）が連盟に対し顕著な貢献や功労があった場合、理事会で協議したうえ記念品を贈呈する。

第14章 上部団体への参加

第37条 会長・副会長・理事が上部団体もしくは関連団体行事に参加する場合、交通費相当額（公共交通機関みなし代金）及び参加費は本連盟が負担する。

第15章 優勝祝金

第38条 本連盟に加入するチームは、次の区分により優勝祝金を贈る。

区分	金額(円)
全日学童野球軟式野球大会石川県予選大会(県春季大会)注1	10,000
石川県学童軟式野球選手権大会(県夏季大会)注1	10,000
石川県選抜学童野球選手権大会(県秋季大会)注1	10,000
松井秀喜杯争奪 学童野球大会	10,000
石川県新人学童野球選手権大会(県新人大会)注1	10,000
高円宮杯 への出場(春季)	20,000

注1) この4大会で同一チームが複数優勝した場合、祝金は初回の1回のみとする。

第16章 香料

第39条 本連盟の加入チーム監督及び役員(会長・副会長・理事)が不慮の事故や感染症で死亡した場合は次の区分により香料を贈る。

死亡者	金額(円)	備考
会長・副会長	10,000	別に供花
理事	10,000	
所属チーム監督	10,000	

制定日

平成25年3月9日

改定日

平成26年3月8日

平成26年3月7日

平成27年3月7日

平成28年3月5日(赤字部分)